

各国の排出量取引制度(Emission Trading System) イントロダクション

日本エネルギー経済研究所

2023 年 5 月 19 日、排出量取引制度(ETS)の本格導入が盛り込まれた脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX 推進法)が公布された。これに先立ち、2 月に閣議決定された GX 基本方針では、2023 年度から自主的な ETS (GX ETS) を開始、2026 年度から GX ETS が本格稼働、そして 2033 年度から GX 推進法に基づく発電事業者を対象とした特定事業者負担金（排出権オークション）の実施が予定されている。

GX ETS は、2021 年 8 月に取り纏められた世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会の中間整理、及びその後の GX リーグでの業界団体や企業との対話を基に制度設計が進められた。2023 年 9 月末までに参加を予定する企業は自主的な目標水準を設定することが求められている。

続く、2026 年度からの GX ETS の本格稼働に向けて、GX 推進法でも公布後 2 年以内に詳細な制度設計を行うこととされており、自主的な GX ETS の進捗や成果を踏まえた議論が一段と進む見込みである。

我が国の議論において、欧州排出量取引制度(EU ETS)が ETS の事例として引用されることが多いが、世界銀行の炭素価格に関する年次報告書(State and Trends of Carbon Pricing 2023)では、2023 年 4 月時点で 36 の国・地域 ETS が実施されていると報告されており、それぞれ特徴を有する制度となっている。目標設定、排出権の割当や発行、上限・下限価格の設定等、必ずしも EU ETS と同一の制度が導入されているわけではない。

これら様々な国・地域の ETS の比較分析は、今後の GX ETS の詳細な制度設計に当たり示唆に富むものとなろうが、総合的な視点に立って行う必要がある。すなわち、例えば制度設計が異なる ETS の価格水準は、排出権の有償割当比率、オフセットクレジットの利用可否、上限・下限価格の設定、あるいは ETS の背後にいる各國・地域のエネルギー需給や社会経済構造、関連する省エネルギーや再生可能エネルギー政策等、多くの要因に影響を受け形成されている。このため、制度間比較は価格水準のみならず、制度設計の背景を含めた総合的な考察が必要となる。本シリーズは、かかる問題意識の下、EU、中国、韓国、米国(RGGI、CA 州)、NZ、インド、豪州、カナダの国・地域 ETS について、可能な限り俯瞰的に、かつ、共通のものさしで調査・分析を行い、最後に制度比較を行う。

なお、本シリーズは、2022 年度に経済産業省からの委託事業により、日本エネルギー経済研究所が各國のカーボンプライシング制度を調査した結果を活用しているが、これに基づく GX ETS への示唆については各研究員の独自の見解であり、経済産業省の見解を表すものではない。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp